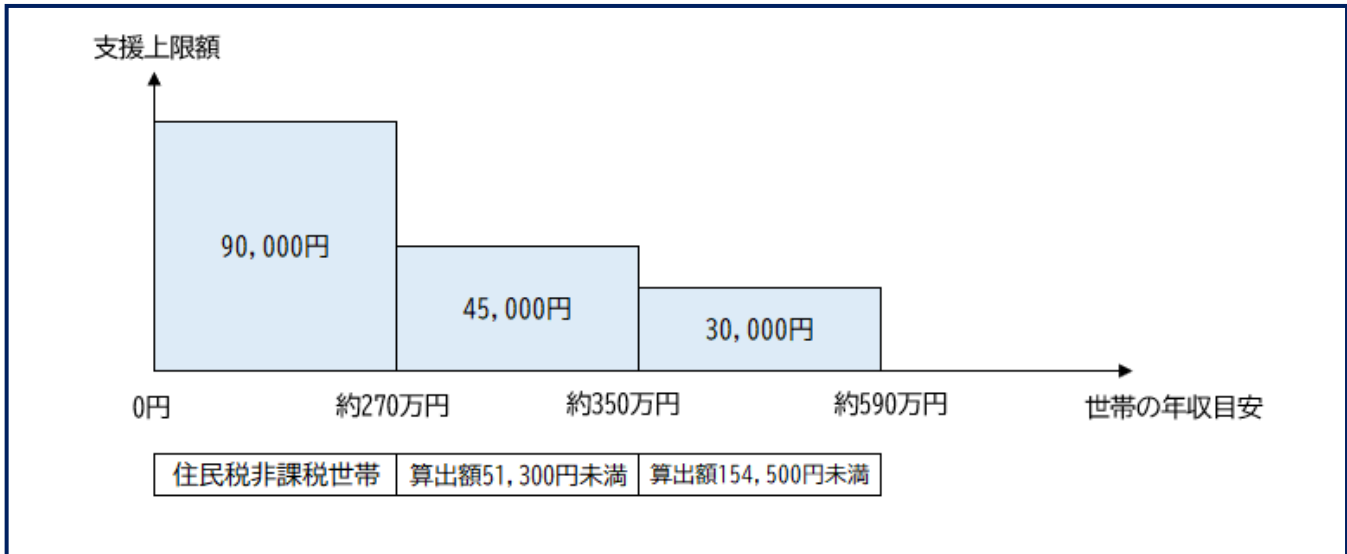


学納金減免（施設設備費等減免）

世帯年収約 590 万円未満の世帯に対し、施設設備費等の支援を行っております。



対象となる方の判定基準

次の計算式（両親2人分の合計額）により判定

【計算式】 市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額

※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に 3/4 を乗じて計算する

※100 円未満切り捨て

※新1年生で生徒本人が早生まれであり、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合は、保護者等の課税標準額から 33 万円を控除した金額を用いて算出する

上記による算出額 が 154,500 円未満 であれば対象

（例）保護者等が2名の場合

⊗ 課税標準額 1,250,000 円
市町村民税調整控除額 1,500 円
↓
 $1,250,000 \times 6\% - 1,500 = \underline{73,500 \text{ 円}}$

⊕ 課税標準額 1,185,500 円
市町村民税調整控除額 1,500 円
↓
 $1,185,500 \times 6\% - 1,500 = 69,630 \text{ 円}$
100 円未満切り捨て 69,600 円

両親2人の合計額 $73,500 \text{ 円} + 69,600 \text{ 円} = \underline{143,100 \text{ 円}}$

154,500 円未満 となり対象

ご自身の課税標準額などはマイナポータルや納税決定通知書等で確認できます。

参考

○マイナポータルで確認する場合

「わたしの情報」からご自身の情報を確認できます。(マイナンバーカードが必要です)

マイナポータルHP



○住民税決定通知書で確認する場合

令和 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

所得	給与収入		主たる給与以外の合算所得区分	営業所得	農業所得	不動産所得	配当所得	雑所得	課税標準	総所得③				
	給与所得(所得金額調整控除後)			山林所得							分離短期譲渡			
	その他の所得計			分離長期譲渡							株式等の譲渡			
総所得金額①										上場株式等の配当等				
所得控除	雑損		障・寡・ひ・勤						課税標準額	先物取引				
	医療費		配偶者											
	社会保険料		配偶者特別											
	小規模企業共済		扶養											
	生命保険料		基礎											
	地震保険料		所得控除合計②											
(摘要)														

市町村民税	税額控除前所得割額①		受給者番号		氏名		指定番号				
	税額控除額⑤		あなたの住民税決定通知書は、令和 年 月 日 市町村長 氏 名 ⑧ ※摘要欄に控除額(寄附金税額控除額等)が記載されている場合は、その額(市町村分)を差し引いた額 令和 年 月 日								
	所得割額⑥										
	均等割額⑦										
	税額控除前所得割額①										
	税額控除額⑤										
	所得割額⑥										
均等割額⑦											
道府県民税	税額控除前所得割額①										
税額控除額⑤											
所得割額⑥											
均等割額⑦											
特別徴収税額⑧											
控除不足額⑨											
既充当額⑩											
既納付額⑪											
額	差引納付額(⑩-⑪-⑧)		納付額	6月分		9月分		12月分		3月分	
	変更前税額⑫			7月分		10月分		1月分		4月分	
	増減額(⑧-⑫)			8月分		11月分		2月分		5月分	
	変更月		月	問合せ先							